

2022年12月16日

各位

豊橋商工信用組合
理事長 中村 勝彦

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当組合元職員による下記の不祥事件(横領事件)が発生いたしました。社会的・公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関としてこのような事態を招き、被害に遭われたお客さまを始め、日頃から当組合を信頼し、お取引いただいているお客さま、ならびに関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。当組合といたしましては、今回の不祥事を厳粛に受け止め、役職員一同、深く反省いたしますとともに、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

事故者	当組合元職員(20代・男性)
発生店舗	東田支店
発生期間	2022年5月10日～11月28日
事故金額	お客さま数:31先 110,781,823円(うち実損金額76,638,145円)
事件の概要	① 定期預金の解約金を普通預金へ入金するよう勧誘したが、解約金を普通預金に入金をせず、現金支払いとして着服した。 ② 複数の定期預金を1つにまとめるため、定期預金を解約するよう勧誘し、定期預金の解約金の一部現金を着服した。 ③ 現金での入金を預かった際に、当日入金をせず、一時的に流用し、後日、他の資金から補填を行った。 なお、上記着服金は、主に競艇等の遊興費に使用した。
発覚の経緯	2022年11月29日(火)にお客さまが店頭へ来店し、定期預金解約分が普通預金に入金されていない旨の申出があり、調査をした結果、横領の事実が判明した。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

31 先のお客さま全員に事実関係を説明させていただいた上で、深くお詫びを申し上げ、発覚後、速やかに被害金の全額を弁済いたしております。

3. 関係機関等への届出について

本件については、発覚と同日の11月29日に監督官庁へ報告しているほか、豊橋警察署に相談しております。

4. 事故者の処分

当該元職員については、2022年12月12日付で懲戒解雇処分とし、今後、刑事告訴を予定しております。

また、関係者についても厳正な処分を行ってまいります。

5. 再発防止策と今後の対応

今回の事態を厳粛に受け止め、事務取扱の厳正化、更なる牽制機能の強化、法令順守に係る教育・指導の徹底など、再発防止に向けた内部管理体制をさらに進め、皆さまからの信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。

6. お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは下記の専用ダイヤルまでお願いいたします。

【電話番号】 0532-53-2837

【営業時間】 午前9時から午後5時(土日・祝日等、休業日は除く)

営業時間外につきましては、090-3838-4374(担当:常務理事 藤田)までお問い合わせください。

以上